

令和7年度「働き方改革推進プラン」の取組

1 基本方針

県・各市町村教育委員会がそれぞれの方針に基づき主体的に取組を推進するとともに、県が市町村教育委員会の取組を支援することにより、全県の公立学校において時間外勤務一月45時間以内、一年360時間以内を目指す。

2 学校の取組

- (1) 働き方改革に対する管理職のビジョンを明確化し、教職員と認識を共有した上で、学校の実情に合わせた業務内容の整理・統合・削減やICTの積極的な活用により、教職員の業務の負担軽減を目指す。
- (2) 授業時数や学校行事の在り方の見直しを進める。
- (3) 勤務実態調査の結果を踏まえた管理職による勤務時間の適正な管理と面談や教職員評価等を通しての職務の明確化を一層進める。
- (4) 副校長、教頭が学校マネジメント等に注力できるよう、副校長、教頭の業務の見直し、平準化による負担軽減を図る。

3 市町村教育委員会の取組

- (1) 勤務時間の上限方針等の実行及び検証と学校間の情報共有の推進
- (2) 教職員の働き方改革にかかわる保護者・地域への啓発活動の推進
- (3) 勤務実態の正確な把握（ICTの活用等による客観的把握）、学校の長時間勤務者に対する指導内容及び授業時数等の点検結果に対する指導・支援
- (4) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組の推進（給食費等の公会計化、地域ボランティア等の参画・協力の推進等）
- (5) 会議・調査・研修、地域行事やイベント等の点検と精選や見直しの推進
- (6) 所管内の公立学校においてICTを働き方改革のツールとして活用することを推進

4 県教育委員会の取組

- (1) 「県立学校における教員の勤務時間の上限に関する方針」の推進・効果検証・見直し
- (2) 県立・市町村立学校の勤務実態調査の継続と市町村教育委員会への助言
- (3) 「学校現場における働き方改革の取組事例集」等の継続発行
- (4) 校務支援システム、デジタル採点システム、ウェブ出願システム、学校徴収金管理システム等のICTを活用した業務の削減や効率化の推進
- (5) 教職員、市町村教育委員会、PTA等が協議する「多忙化解消意見交換会」の継続実施
- (6) 県内統一の統合型校務支援システムの共同利用推進と運用方法の検討
- (7) 中学校における、休日の部活動の地域展開の推進
- (8) 若手教員の授業作りを支援する「教育支援システム」の充実と利活用の推進
- (9) スクールサポートスタッフ、部活動指導員、校内教育支援センター支援員、学校運営支援員などの外部人材の配置拡充
- (10) 会議・調査・研修の精選と効率・適正化（対面型・オンライン型・ハイブリッド型）
- (11) ホームページ等の活用による県の働き方改革や教員の魅力発信